

1 水質環境基準の水域類型の指定及び見直しの経緯

河川の水質については、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（水質環境基準）を定めるものとされている。

生活環境の保全に関する水質環境基準は、水域の利用目的に応じて6つの類型が設けられ、同法に基づき都道府県知事が水域の類型を指定（二以上の都道府県の区域にわたる木曾川等の水域は国が指定）することとされている。

これらの類型は、水域の利用目的や水質状況の変化に応じて、適宜、水域ごとに類型の見直しをすることとされている。

本県では、昭和45・46年度にかけて37水域が類型を指定され、その後、順次追加され、現在49水域が類型を指定されている（表1）。また、平成7年度から16年度にかけて、類型の見直しがされている。

表1 河川における水域類型の指定の状況及び水質環境基準

| 類型区分 | 水域数 | 環境基準 | 類型区分 | 水域数 | 環境基準 | （備考） 表中の環境基準は生物化学的酸素要求量（BOD）※の値である。 |
|------|-----|-----------|------|-----|------------|--|
| AA | 4 | 1 mg/L 以下 | C | 14 | 5 mg/L 以下 | |
| A | 10 | 2 mg/L 以下 | D | 10 | 8 mg/L 以下 | |
| B | 5 | 3 mg/L 以下 | E | 6 | 10 mg/L 以下 | |

※BOD：河川の有機汚濁の代表的な指標。

2 平成28年度水域類型の見直し

平成7年度から16年度にかけて行った水域類型の見直し後、県内河川の水質はさらに改善され、現状より上位類型の水質環境基準を継続的に満足する水域が多くなってきた。

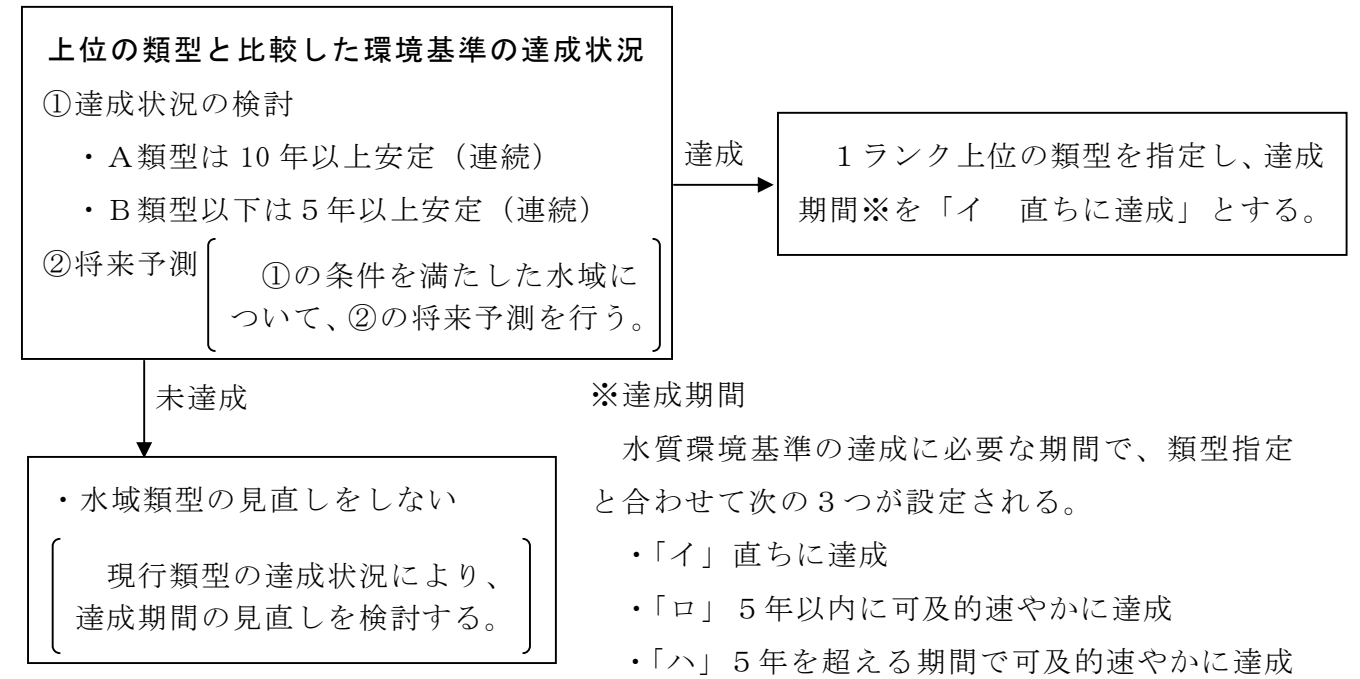
そこで県内河川を4ブロックに分け、過去5年又は10年の水質状況を踏まえた上で、人口動態・下水道普及率等による水質の将来水質予測（5年後、10年後）を行い、平成28年度から31年度にかけて、上位類型への見直しを検討する（表2）。

表2 水域類型の見直し予定

| 年度 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|-----|--------------------------------------|--------|--------|--------------------------------|
| 水域名 | ・庄内川等水域の一部（日光川、新川下流、五条川下流） ・豊川等水域 | ・矢作川水域 | ・境川等水域 | ・庄内川等水域（H28の水域を除く。） ・その他の水域 |

3 水域類型の見直しの考え方

国の考え方に鑑み、BODの測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする。考え方については、以下のフローによる。



4 平成28年度水域類型の見直し（案）

水域類型の見直しの考え方に基づき検討した結果、表3に掲げる9水域について見直す。

表3 平成28年度に水域類型を見直す水域の環境基準達成状況（将来予測）と見直し案 (BOD:75%値)

| 水域区分 | 水 域 名 | 類型 | | 達成期間 | | 類型指定年度（見直し） | 環境基準達成状況 | | | | | | | | | | |
|--------|---------------------|------|------|------|------|-------------|----------|-----|-----|-----|-----|----|------|---|---|---|---|
| | | 現行 | 見直し案 | 現行 | 見直し案 | | 環境基準達成状況 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 参考 | 将来予測 | | | | |
| 庄内川等水域 | 日光川（全域） | E | D | ハ | イ | S46 | 上位類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 現行類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 新川下流（新橋より下流） | E | D | ハ | イ | S46 | 上位類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 現行類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 五条川下流（待合橋より下流） | E | D | イ | イ | S46 | 上位類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 現行類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 豊川等水域 | 豊川下流（下条上水道取水地点より下流） | B | A | イ | イ | S46 | 上位類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 現行類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 豊川放水路（全域） | C | B | イ | イ | S46 | 上位類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 現行類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 音羽川（全域） | C | B | イ | イ | S61 | 上位類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 現行類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 佐奈川（全域） | D | C | イ | イ | S61（H10） | 上位類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 現行類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 汐川（全域） | E | D | ハ | イ | S61 | 上位類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 現行類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 梅田川（全域） | C | C | ハ | イ | S49 | 上位類型 | × | × | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × |
| | | 現行類型 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考：環境基準達成状況の上位類型の各年度の欄中、現行類型より1ランク上位の類型と比較して達成している場合は「○」を、達成していない場合は「×」としている。

<参考>

1 水質環境基準（河川）の類型

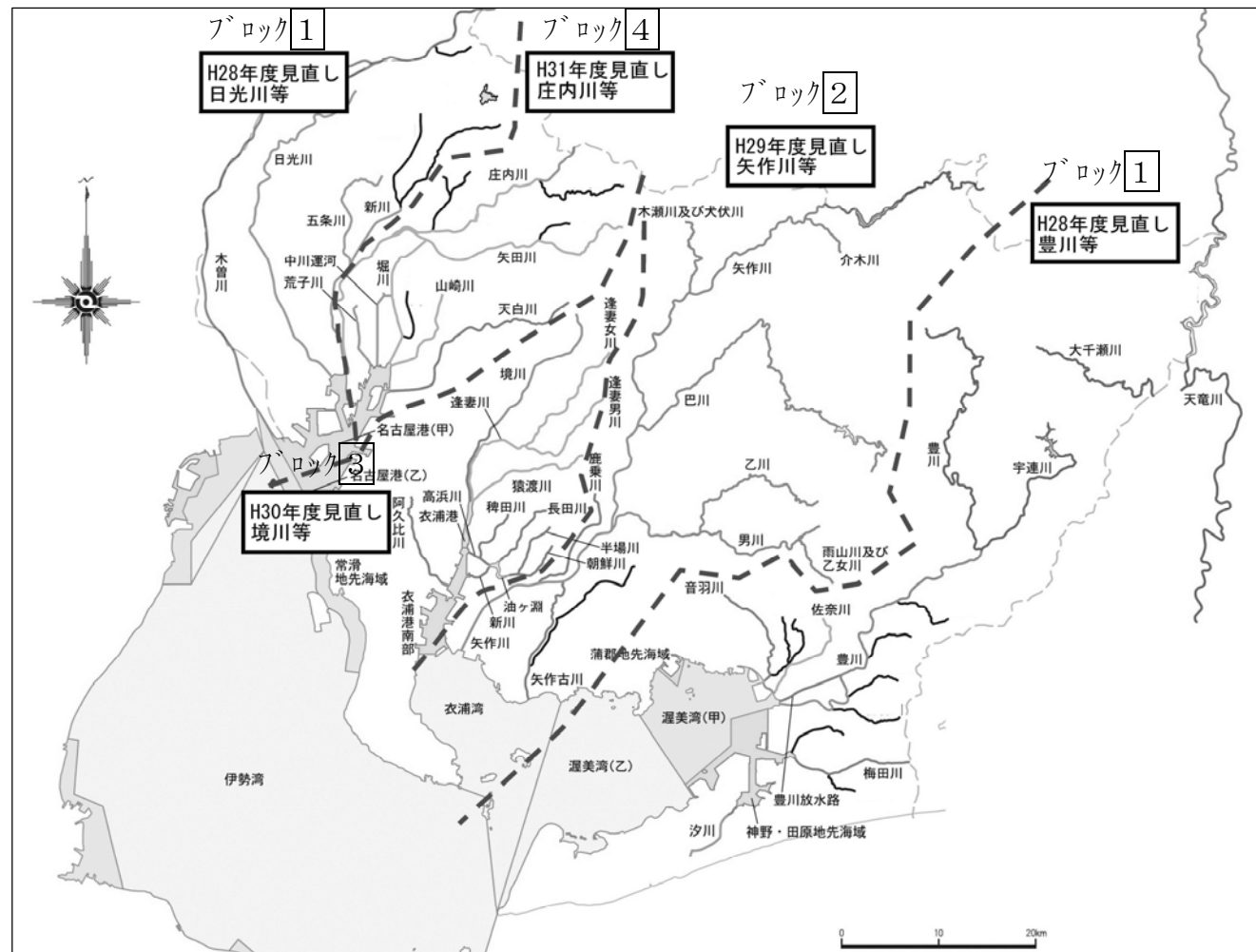
| 類型 | BOD※ | 利用目的の適応性 |
|----|------------|---------------------------------|
| AA | 1 mg/L 以下 | 水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの |
| A | 2 mg/L 以下 | 水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの |
| B | 3 mg/L 以下 | 水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの |
| C | 5 mg/L 以下 | 水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの |
| D | 8 mg/L 以下 | 工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの |
| E | 10 mg/L 以下 | 工業用水 3 級、環境保全 |

※河川の有機汚濁の代表的な指標

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2 水域類型指定の見直し予定図



3 水域類型の見直しの国の考え方

○ 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の一層の適正化及び水質汚濁防止法の厳正な運用について（平成 6 年環水管第 167 号環境庁水質保全局水質管理課長通知）（抄）

- ・ 現在、将来の利用目的等に照らして変更する必要がある水域は速やかに見直す。
- ・ 特に上位類型を達成・継続して維持している場合は、現在・将来の利用目的を十分検討のうえ、積極的に見直す。

○ 中央環境審議会水環境部会第 1 回陸域環境基準類型指定専門委員会資料（抜粋）

（平成 19 年 9 月 5 日）

(1) 見直しを検討する水域

上位類型の基準を満足している水域

(2) 見直しの考え方

上位類型の基準を満足していることの判断は以下のとおりとする

- ① 原則として 5 年以上安定して上位類型の基準を満足している B 類型以下の水域。
- ② 原則として 10 年以上安定して AA 類型を満足している A 類型の水域。
- ③ 水域類型の見直しにあたっては、BOD の測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする。
- ④ 湖沼と併せて水系単位で見直しを検討し、水系内での検討を進める。